

## 新型コロナウイルス感染症対策

## 産業活性化事業費補助金（村補助金）について

村では新型コロナウイルス感染症対策として、村内事業者が活用できる産業活性化事業費補助金を交付しています。

新たな補助事業の追加と、補助対象業種及び補助対象期間を一部拡充いたしました。  
事業の継続及び今後の事業促進のため制度の活用についてご検討ください。

※従来からの事業（**朱書き部分**：補助対象業種追加及び補助対象期間延長）

## 1 店舗賃料等支援

事業者の経営を支援するため、店舗やテナントに係る賃料及び土地賃借料、又は固定資産税相当分の一部を助成します。

### (1) 対象事業者

- ア 村内で小売業、飲食業、宿泊業、サービス業**及び製造業（飲食料品・縫製）**を営む事業者
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、4月～9**→12**月の間で、ひと月の売上げが昨年同月と比べて20%以上減少している

### (2) 助成の内容

売上げの減少率に応じて、店舗等の賃料及び土地賃借料の最大(3**→6**か月分、又は自ら所有する店舗に係る固定資産税の第1期**及び第2**期相当分を補助します。ただし、賃料等1か月当たり及び固定資産税第1期相当分に係る上限額を設け、実際の賃料等と上限額のいずれか低い額が対象額となります。

- ア 賃料及び土地賃借料（令和2年4月から12月までのうち、連続する**6**か月分）
  - ・減少率50%以上 1か月上限10万円（最大30万円）
  - ・減少率35%以上50%未満 // 上限5万円（最大15万円）
  - ・減少率20%以上35%未満 // 上限3万円（最大9万円）
- イ 固定資産税第1期**及び第2**期（計**6**か月分）相当額
  - ・減少率50%以上 **1**期上限10万円
  - ・減少率35%以上50%未満 // 上限5万円
  - ・減少率20%以上35%未満 // 上限3万円

### (3) 申請に必要な書類等

- ・確定申告書の写し
  - ・昨年及び今年の売上台帳（売上げの状況が分かる書類）の写し
  - ・店舗等に係る賃貸借契約書又は固定資産税通知（領収書）の写し
  - ・補助金振込先通帳の見開き1枚目のコピー
  - ・法人の場合：登記事項証明書
  - ・個人の場合：営業許可書等
  - ・印鑑（法人の場合は代表者印）
- } ※以後、「共通書類等」です

### (4) 申請期間

令和3年1月29日（金）まで（※延長しました）

## 2 設備リース料支援

事業者の経営を支援するため、事業に使用する設備のリース料の一部を助成します。

### (1) 対象事業者

- ア 村内で小売業、飲食業、宿泊業、サービス業及び製造業（飲食料品・縫製）を営む事業者
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、4月～9→12月の間で、ひと月の売上げが昨年同月と比べて20%以上減少している

### (2) 助成の内容

補助対象経費の2分の1以内で、1か月あたり最大3万円を上限に3→6か月分を補助（最大9→18万円）

### (3) 申請に必要な書類等

- ・確定申告書の写し
  - ・昨年及び今年の売上台帳（売上げの状況が分かる書類）の写し
  - ・事業に使用する設備のリース契約書の写し
- ※上記に併せて、「共通資料等」を持参ください。

### (4) 申請期間

令和3年1月29日（金）まで（※延長しました）

## 3 事業者応援給付金

事業者の事業活動を支援するため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

### (1) 対象事業者

- ア 村内で小売業、飲食業、宿泊業、サービス業及び製造業（飲食料品・縫製）を営む事業者
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月～12月の間で、ひと月の売上げが昨年同月と比べて20%以上50%未満減少していること
- ウ 経済産業省事業「持続化給付金」の給付を受けていない事業者

### (2) 助成の内容

売上げの減少率に応じて、定額を給付します。

- ・減少率 35%以上 50%未満 20万円
- ・減少率 20%以上 35%未満 10万円

### (3) 申請に必要な書類等

- ・確定申告書の写し
  - ・昨年及び今年の売上台帳（売上げの状況が分かる書類）の写し
- ※上記に併せて、「共通資料等」を持参ください。

### (4) 申請期間

令和3年1月29日（金）まで

## 4 テイクアウト販売等支援

事業者の事業活動を支援するため、店頭・宅配でのテイクアウト用商品の販売、または自社商品の販売促進に関する取組みに対し補助します。

### (1) 対象事業者

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者で、村内で小売業、飲食業、宿泊業、サービス業及び製造業（飲食料品）を営む者
- イ テイクアウト用商品の販売を行う場合、食品販売、調理資格等必要な許可を受けていること

### (2) 補助対象事業

- ア テイクアウト販売事業  
4月から12月までに実施したテイクアウト販売に係る資材の購入及び販売促進に係る事業
- イ 自社商品販売促進事業  
4月から12月までに実施した、自社商品の販路開拓及び販売促進に係る事業

### (3) 補助対象経費

容器代、配送用設備（ケース、おかもち、幌など）、印刷費（チラシ作成）、手数料、広告費、郵送代、掲示物

### (4) 補助の内容

補助対象経費の3分の2以内で、5万円を上限に補助します

### (5) 申請に必要な書類等

- ・確定申告書の写し
- ・購入するものや実施する内容が分かる書類
- ・補助対象経費が分かる書類

※上記に併せて、「共通資料等」を持参ください。

### (6) 申請期間

令和3年1月29日（金）まで

## < 新たな補助事業 >

### 5 農業持続支援

価格の低下や市場の流通に影響を受けている農作物を生産する農業者に対し、経営安定と出荷支援のため、資材等購入にかかる経費の一部を助成します。

#### (1) 対象事業者

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける村内在住農業者及び村内農業生産団体で、村内でほうれんそう、きゅうり、しいたけ（生・干し）を生産及び系統出荷している者

#### (2) 助成の内容

箱代、F G袋代、種子代にかかる経費の2分の1以内

期間：令和2年4月～令和3年1月出荷分

#### (3) 申請に必要な書類等

- ・今年中に上記作物を出荷した内容及び数量が分かる書類の写し（出荷精算書等）
- ・補助金振込先通帳の見開き1枚目のコピー

#### (4) 申請期間

令和2年9月から令和3年2月26日（金）まで

※数回に分けての申請を可とします

### 6 水産業持続支援

価格の低下や市場の流通に影響を受けている漁業者に対して、経営安定のため、漁船燃料の一部に対して助成します。

#### (1) 対象事業者

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける村内在住漁業者及び村内漁業生産団体で、村内で養殖業（ほたて、わかめ）及び漁船漁業（刺し網漁、カゴ漁、延縄漁）を営む者

#### (2) 助成の内容

漁船燃料費にかかる経費の2分の1以内で上限10万円

期間：令和2年4月～令和3年2月実施分

#### (3) 申請に必要な書類等

- ・今年中に上記作業に使用した燃料費の内容及び数量が分かる書類の写し
- ・補助金振込先通帳の見開き1枚目のコピー

#### (4) 申請期間

令和2年9月から令和3年3月10日（水）まで

※数回に分けての申請を可とします

## 7 事業拡大・促進支援

感染症収束後を見据え、自社製品の生産拡大、生産効率の向上、販路開拓又は新商品開発につながる事業を行う際にかかる経費の一部を補助します。

### (1) 対象事業者

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者で、村内で小売業、飲食業、宿泊業、サービス業及び製造業（飲食料品・縫製）を営む者

### (2) 助成の内容

以下の取り組みに係る経費の3分の2以内の額で、個人事業主は200万円、法人は700万円を上限とします。

ア 販路拡大に係る経費（旅費、会場借上げ料、催事に係る人件費、販促媒体製作費等）

イ 事業拡大に係る経費（設備導入費、デザイン料等委託費、材料費、販促物品購入費等）

期間：令和2年4月～令和3年2月実施分

### (3) 申請に必要な書類等

- ・購入又は実施する内容及び金額が分かる書類の写し
- ・収支予算書（実施済みの場合は実績書）

※上記に併せて、「共通資料等」を持参ください。

### (4) 申請期間

令和2年9月から令和3年3月10日（水）まで

## 8 必需物品購入支援

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業者が購入する衛生等用品に要する経費の一部を助成します。

### (1) 対象事業者

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者で、村内で飲食料品製造業、配送業、小売業、飲食業、宿泊業、サービス業を営む者

### (2) 助成の内容

補助対象経費の3分の2以内の額で、5万円を上限とする。ただし、野田村商工会からの補助を受けた分については対象外とします。

対象物品：マスク、フェイスシールド、ゴーグル、除菌用具、手袋、仕切板、対面用シート、その他防除・拡散・感染防止に必要と認められるもの

期間：令和2年4月～令和3年2月実施分

### (3) 申請に必要な書類等

- ・購入又は実施する内容及び金額が分かる書類の写し

※上記に併せて、「共通資料等」を持参ください。

### (4) 申請期間

令和2年9月から令和3年3月10日（水）まで

## 申請方法

---

(1) 申請場所・受付時間

場 所：野田村役場産業振興課（窓口：3番）

受付時間：平日 午前9時から 午後4時30分 まで

(2) 申請用紙

窓口に用意しております。また、村ホームページにも掲載しております。

(3) お問い合わせ先

野田村産業振興課 電話：78-2926（内線125）

(4) 資料作成サポート（商工業者のみ）

野田村商工会（電話：78-2012）で資料作成に関するサポートを行っております。